



Ota Rebirth General Plan

I 序 論



- 1 総合計画の策定趣旨と視点
- 2 太田市の位置と地勢
- 3 総合計画の構成と期間

1 総合計画の策定趣旨と視点

1 はじめに

本市では、誰もが住みたい、住んで良かったと思える、夢と希望のもてるまちづくりを行うため、市民の手づくりにより、『太田市まちづくり基本条例』を制定しました。この条例は、本市の憲法にあたるもので、まちづくりのルール(規範)である市民・市議会・行政の役割、市政運営の原則などを明らかにし、市民が市政に参画するための仕組みを整備して、市民の意向が適切に反映される開かれた市政運営を推進しようとするものです。

この条例は、公募市民を中心とした「新市のまちづくり基本条例検討会」で素案が作成され、平成17年12月の市議会の議決を経て、平成18年4月から施行されています。

この条例を基本に、『新生太田総合計画』を策定し、参画と協働のまちづくりを進めます。

太田市まちづくり基本条例前文

太田市は、歴史に名を残す先人はもとより、そこに住む人びとの活力と英知によって育まれてきました。各地に人権意識はぐくの高い先達が存在したこともわたしたちの誇りです。

わたしたちは、太田市の歴史と文化を財産として引き継ぐとともに、多くの国の文化と共生する地域の特性を生かしながら、人と自然環境と産業が調和した、だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまちをつくることをめざします。

子どもからお年よりまで一人ひとりがまちづくりの主役であり、担い手です。わたしたちは、自らの責任を自覚し、参画と協働のまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。

2 計画策定の趣旨

本市は、平成17年3月28日、太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町が合併し、特例市の要件を満たす人口21万人を超える新市として誕生しました。

合併後は、「太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会」において策定された『新市建設計画』に基づき、この計画の基本理念である「個性が輝く生活文化都市」の実現をめざし、行政運営を行ってきました。しかし、少子高齢化社会の到来などにより、本市の財政状況もますます厳しくなっています。本市では、平成17年度に行政改革大綱を策定し、さまざまな改革に取り組んでおりますが、今後も地方分権に備え、社会経済環境の急速な変化や新たなニーズにも対応するため、自立したまちづくりを行う必要があります。

これらのことから、新しいまちづくりを計画的に進めていくため、新たな総合計画を策定し、計画の実効性を確保します。

3 計画策定の視点

1 市民参画と協働のまちづくり

まちづくりの主役は市民であることから、市民の参画と協働によるまちづくりを進めるため、『太田市まちづくり基本条例』を制定しました。総合計画は市民の意見を反映したものであるとともに、わたしたちの生活にとって、身近なものでなければなりません。このため、市民の目線でわかりやすく実効性のある計画とします。

2 人にやさしいまちづくり

少子化対策を総合的に実施し、安心して出産や子育てができる環境づくりや高齢者や障がい者が生きがいをもち、安心して暮らせる環境づくりを推進するための計画とします。

③ 環境にやさしいまちづくり

わたしたちは、将来に向け、限りある資源を有効に活用し、環境保全に努めなければなりません。日常生活や社会活動を営むにあたり、自然環境に配慮し、地球にやさしい循環型のしくみを整えるための計画とします。



④ 安全・安心なまちづくり

日常生活における市民の利便性向上を図るとともに、災害などに際して、市民の身体、生命及び財産の安全性向上に努め、誰もが快適で安全・安心に暮らすための計画とします。



2 太田市の位置と地勢

1 位置と地勢

本市は、関東平野の北部、群馬県南東部に位置し(東経139度、北緯36度)、南に利根川、北に渡良瀬川という2つの豊かな水量を誇る河川に挟まれた地域にあります。東側は大泉町・邑楽町・栃木県足利市、西側は伊勢崎市、南側は埼玉県熊谷市及び深谷市、北側は桐生市・みどり市に接しています。

また、本市は東京から北西へ約86kmの距離にあり、北関東自動車道が北部地域を通過して関越自動車道、東北自動車道と接続し、東武鉄道によって東京と接続しています。

地勢は、市街地北部に標高235.8mの金山と、それに隣接する八王子丘陵が走るほかは概ね平坦地で、その標高は30mから110mとなっています。

2 気候

気温は比較的温暖で、平均気温は14℃～15℃。夏は雷雨が発生し、冬は北西の季節風が吹き、四季を通じて晴天に恵まれています。



3 面積

面積は176.49km²で県面積の約2.8%を占め、県下第17位となっています。

4 人口

2005年の国勢調査による本市の人口は、213,299人で、県下第3位となっています。

3 総合計画の構成と期間

1 計画の構成

総合計画は、目標年度を平成28年度とし、「基本構想」、「行動計画」、「実施計画」から構成されています。

総合計画の策定にあたっては、新市建設計画との整合性を図るとともに、新たな市民ニーズに対応させたものとしします。

新市建設計画とは、太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町の合併後の新市を建設するための基本方針として定めたものであり、合併後10年間の財政支援を受ける際の根拠となるものです。

2 計画の役割と期間

① 基本構想 【計画期間：10年間（平成19年度～平成28年度）】

太田市の将来を展望したもので、まちづくりを進めるにあたり、最も基本となる方針を定めています。

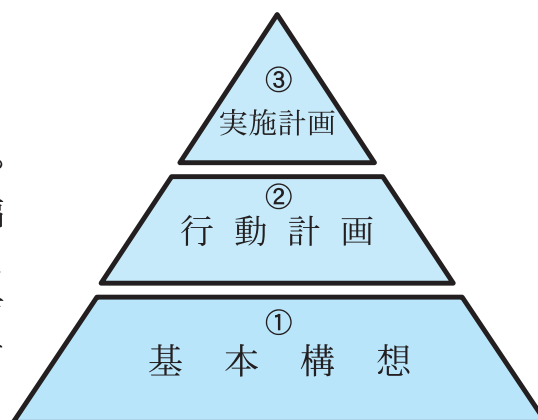
地方自治法（第2条第4項）では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と規定されています。

② 行動計画 【計画期間：前期5年間（平成19年度～平成23年度） 後期5年間（平成24年度～平成28年度）】

基本構想に定められたまちづくりの将来像を実現するため、その施策や実施事業の取組み方法、目標達成までの工程を具体的に定めています。

③ 実施計画 【計画期間：3年間】

行動計画に基づき、各年度の事業規模や財源内訳などを明確にしたもので、予算編成の指針となります。3ヶ年を単位期間とした具体的な事業計画で、社会経済や本市の財政情勢に対応し、年度ごとに調整していきます。



【イメージ図】